

**オムロングループ
CSR調達ガイドライン**

Ver. 1.1

2015年5月

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
2. オムロンの企業理念・・・・・・・・ P. 4
3. オムロングループ購買方針・・・・ P. 6
4. サプライヤ行動規範・・・・・・・・ P. 7
5. 仕入先様へのお願い事項・・・・ P. 14
6. オムロン・コンプライアンスホットラインについて・・・・ P. 15

1. はじめに

近年、企業活動のグローバル化などに伴い、企業活動を取り巻く環境は多様化し、大きく変化してきています。また、企業の不祥事の多発や、不誠実な企業活動に対する社会の厳しい批判も目立ってきており、ステークホルダーのCSR(企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility)に対する関心はますます高まっています。

オムロングループは、「企業は社会の公器である」との基本的考えのもと、「世界中の人々からその存在を必要とされ、期待される企業」を目指し、社会と共に持続可能な成長を続けてゆくことを念頭に置いた企業活動を続けてきました。その過程で「CSR 取り組み方針」や「CSR 行動ガイドライン」を制定して社内の認識共有を図ると共に、国連の提唱する「人権・労働・環境・腐敗防止」についての基本原則である国連グローバル・コンパクトにも2008年に署名しております。

また、企業活動において企業理念の実現を果たしゆくためには、自社のみならず、サプライチェーン全体で取り組むことが社会より求められています。これまで、オムロングループでは「購買方針の運営方針」や「仕入先様へのお願い事項」にCSR観点での重要事項を盛り込み、仕入先様に提示してまいりました。

しかし、冒頭のような急激な環境の変化を考え合わせると、サプライチェーンにおけるCSRの考え方を、より具体的に仕入先様に提示する必要があるとの認識に至り、この度、新たに本「オムロングループCSR調達ガイドライン」を制定いたしました。

仕入先様におかれましては、このガイドラインの主旨をご理解いただき、「サプライヤ行動規範」や「仕入先様へのお願い事項」(順序入替え)の各要求項目を順守するために必要な行動・活動の実践をお願いします。さらに、仕入先様自身のサプライチェーンにも普及・浸透いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、今後、仕入先様での各要求項目の取り組み状況をご認識いただくため、仕入先様によるセルフアセスメント・アンケートや、仕入先様訪問による確認を実施する予定です。

オムロングループは、持続可能な社会の構築に向けて、これからも仕入先様と一緒に取り組んでまいりますので、何卒引き続き、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

オムロン株式会社
グローバルものづくり革新本部 購買プロセス革新センタ
取締役室 CSR部

2. オムロンの企業理念

Our Mission

(社憲)

われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう

Our Values

私たちが大切にする価値観

・ソーシャルニーズの創造

私たちは、世に先駆けて新たな価値を創造し続けます。

・絶えざるチャレンジ

私たちは、失敗を恐れず情熱をもって挑戦し続けます。

・人間性の尊重

私たちは、誠実であることを誇りとし、人間の可能性を信じ続けます。

● Our Mission (社憲)

われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう

Our Mission(社憲)は、創業者の立石一真が、「企業は利潤追求だけではなく、社会に貢献してこそ存在する意義がある」、という「企業の公器性」について私たち社員向けにわかりやすい言葉でまとめたものです。

- 事業を通じて社会的課題を解決し、社会の持続的発展に貢献し続けることが、私たちの存在価値であり使命です。
- 社会の期待に十分に応え続けることが、オムロンの持続的な発展につながり、また、私たちの成長や世界中の人々の生活の向上につながっていきます。
- 私たちは、すべての人々が豊かさ・快適さを実感し、安心・安全に暮らせるよりよい社会の実現を追求し続けていきます。

● Our Values 私たちが大切にしている価値観

■ ソーシャルニーズの創造

私たちは、世に先駆けて新たな価値を創造し続けます。

- 「ソーシャルニーズの創造」とは、潜在するニーズを感知することにより、暮らしをより豊かにする、また社会の課題を解決する商品・サービスを先駆けて提供し、社会に役立つことです。
- 「ソーシャルニーズの創造」には、それまで市場に存在しなかった新しい商品・サービス・システムを開発することはもちろん、既存のものに手をくわえて、必要とする人がいつでもどこでも簡単に使えるようにすることや、これまでの仕事のやり方を革新的に変えていくことが含まれます。
- 未来を見通す先見性、社会の潜在ニーズを発掘する感知力、潜在ニーズを顕在化させる創造力を私たちが日々磨いていくことが大切です

■ 絶えざるチャレンジ

私たちは、失敗を恐れず情熱をもって挑戦し続けます。

- 「絶えざるチャレンジ」は、新しい価値を提供したり、これまでにない解決方法を編み出したり、積極的に変化を生み出す原動力となります。
- 前例のない新しいことに挑戦し続けることは、様々な可能性を生み出し、「ソーシャルニーズの創造」につながっていきます。
- リスクや失敗を恐れず難しい課題に挑戦するほど、成功した時の喜びはより大きなものになり、私たちの自信につながります。成功体験・失敗体験を通じて私たちは成長することができ、その積み重ねが強い会社をつくっていきます。

■ 人間性の尊重

私たちは、誠実であることを誇りとし、人間の可能性を信じ続けます。

- 「人間性の尊重」は、人の多様性、人格、個性の尊重はもとより、人間らしい暮らしや仕事を追求するという私たちのすべての活動の根底にある価値観です。
- 私たちが常に誠実さをもって人に接し、行動していくことが社会からの信頼向上につながり、会社の存続につながっていきます。
- 私たち一人ひとりが能力や個性を十分に発揮し、また他者を尊重しながら互いの強みを活かすことができれば、創造性を無限に広げることができます。

3. オムロングループ購買方針

オムロングループは、法遵守はもとより、環境への配慮などを含めた統合的な CSR 調達をグローバルに推進することで、社会的責任を果たしていきます。また、QCDS(Quality, Cost, Delivery, Service)トータルで常にベストな「もの・サービス」を調達することにより、価値の高い商品・サービスを実現して、顧客満足の上を目指しています。

これらを実現するために、「基本方針」「運営方針」「サプライヤ行動規範」から成るグループ購買方針を制定して、購買活動を実施しています。

仕入先様と一体となった取組みを実践することで、サプライチェーンを通じたCSR調達を実現していきます。

●基本方針

■OPEN : 自由競争原理に基づき、開かれた購買でありつづけます。

国籍、企業規模、取引実績の有無等を問わず全ての仕入先様へ自由競争原理に基づいたオープンな参入機会を提供します。

■FAIR : 公正・公平に、そしてパートナーシップを大切にします

部材・サービスの調達に際しては、品質・価格・納期・環境保全・技術・健全な事業運営はもとより法令・社会規範の遵守等の項目を加味し、公正に仕入先を選定します。

■GLOBAL : グローバルに良きパートナーを求めます

国際的視野に立って、世界中の仕入先様から優れた部材・サービスを最適な地域から調達します。

●運営方針

■ECOLOGY : 地球環境の負荷低減に貢献する購買調達活動を行います。

有害化学物質を含まない部材を積極的に採用し、環境負荷低減に寄与するグリーン調達を推進します。

■COMPLIANCE : 高い倫理性をもって法令・社会規範を遵守します。

調達・購買活動に関連する法令や社会規範を遵守し、仕入先様とのパートナーシップを築きます。また、購買・調達活動で得た仕入先の機密情報・個人情報適切に管理・保護します。

4. サプライヤ行動規範

<<制定の考え方>>

本規範は、オムロングループのCSR行動ガイドラインを基本に、仕入先様に具体的に実践・遵守いただきたい行動・活動の基準についてまとめています。

なお、作成にあたって参考にした基準は以下です。

-オムロングループ「CSR行動ガイドライン」

http://www.omron.co.jp/about/csr/pdf_inquiry/pdf/omron_csr_guideline_w.pdf

-EICC「電子業界行動規範(Electronic Industry Code of Conduct)」

http://www.eiccoalition.org/media/docs/EICCCodeofConduct4_Japanese.pdf

-JEITA 社団法人 電子情報技術産業協会「サプライチェーン CSR 推進ガイドブック」

http://home.jeita.or.jp/ecb/csr/sc-csr_guide200608j.pdf

-JAPIA 社団方針 日本自動車部品工業会「CSRガイドブック」

http://www.japia.or.jp/whatnew/CSR_H22guidebook.pdf

<<サプライヤ行動規範>>

1. 労働

1) 雇用の自主性

- 強制、拘束（債務による拘束を含む）または年季契約労働、非自主的な囚人労働、奴隷や人身売買による労働力を用いてはならない。これには、搾取目的での脅迫、強制、支配、拉致、詐欺によって弱い立場にある人を移送、蔵匿、募集、譲渡、または引き取りをすることが含まれる。
- すべての労働は自主的なものでなくてはならず、従業員はいつでも自由に離職するまたは雇用を終了することができなければならない。
- 雇用の条件として、従業員に、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証の引き渡しを求めてはならない。
- 法外な手数料は容認されず、労働者に課せられる手数料すべては、すべて開示されなければならない。

2) 児童労働の禁止

- 児童労働は、いずれの業務においても用いてはならない。ここで言う「児童」とは、15歳未満（該当国法が許可すれば14歳未満）、義務教育を修了する年齢または、該当国における最低就労年齢未満で、最も高い年齢に満たない者を指す。
- あらゆる法令や規制に則った合法的な職場訓練プログラムの利用がサポートされなければならない。
- 18歳未満の従業員を、健康や安全が危険にさらされる業務に従事させてはならない。

3) 労働時間

- 週間労働時間は現地法で定められている限度を超えてはならない。

■従業員には1週間に最低1日の休日を与えなければならない。

4) 賃金と給付

■最低賃金、超過勤務、法定給付を含むすべての賃金関連法を遵守した上で、従業員に対し給与を支払わなければならない。

■超過勤務の手当は、現地法に準拠した上で、正規の時間給を割増した金額で支給しなければならない。

■現地法に違反する方法による給与の減額は認められない。

■給与の支払い内容は、給与明細または同等の文書によって、適切なタイミングで従業員に伝えられなければならない。

5) 人道的な処遇

■セクシャル・ハラスメント、性的虐待、体罰、身体的または精神的抑圧、言葉による虐待など、職場における嫌がらせや非人道的な扱いがあってはならないし、また、そのような扱いの脅威もあってはならない。

■これらの要件をサポートする懲戒方針や手続きを明確に定義して、従業員に伝達されなければならない。

6) 不当差別禁止

■従業員がハラスメントや不法な差別を受けないよう尽力しなければならない。

■昇進、報奨、研修受講権利などの採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族性、身体障害、妊娠、宗教、政治的指向、組合への加入または配偶者の有無に基づいて差別を行ってはならない。

■従業員または見込み従業員に対して、差別的な目的で利用される可能性のあるメディカルテストを実施してはならない。

7) 結社の自由

■現地法に準じて、従業員の結社の自由、労働組合への加入または非加入、抗議行動や労働評議会への参加の権利を尊重されなければならない。

■従業員は報復、脅迫または嫌がらせを恐れずに、労働条件や経営慣行に関して、経営層と率直に話し合い、不満を共有することができなければならない。

2. 安全衛生

1) 職場の安全

■従業員がさらされる安全への潜在的な有害性（電気その他のエネルギー、火気、乗物、落下物などの危険）は、予防措置や安全対策（ロックアウト、タグアウト）および安全に関する継続的な訓練など、適切な設計や技術、管理手段を通じて制御されなければならない。

■このような手段によって危険要因を十分に制御できない場合は、よく整備された適切な保護用品を従業員に提供しなければならない。

■安全性の懸念を表明した従業員を処罰してはならない。

2) 緊急災害時への備え

- 非常時に起こりうる状況や事象を事前に特定し、評価しなければならない。
- その場合の影響を最小化するために、次に挙げるような緊急対応策を準備しなければならない。例) 緊急時の報告、従業員への通知、避難方法、従業員の訓練、適切な火災探知システム、消火設備、適切な非常口設備、復旧計画。

3) 労働災害および疾病

- 労働災害や疾病の予防、管理、経過追跡、報告を行う手順やシステムを用意しなければならない。これには、次の取り組みも含まれる。従業員による通報の促進、災害や疾病の分類・記録、必要な治療の提供、災害や疾病の調査および原因の排除に向けた是正措置の実行、従業員の職場復帰の促進。

4) 産業衛生

- 従業員の化学的、生物学的および物理的要因への曝露状況を特定、評価し、その状況を適切に管理しなければならない。
- 過度な曝露を抑制するために、技術的または管理的な手段を講じなくてはならない。
- これらの手段によって危険要因を十分に制御できない場合は、適切な個人用保護具プログラムによって従業員の健康を守らなければならない。

5) 身体的負荷のかかる作業

- 手動での運搬作業や、重い物の持ち上げまたは、その反復、長時間にわたる立ち仕事、非常に繰り返しの多いまたは、強い力を必要とする組み立て作業など、身体的に大きな負荷のかかる作業に伴う危険要因にさらされる従業員を特定、評価、管理しなければならない。

6) 機械装置の安全対策

- 製造機器、その他の機械の危険度を評価しなければならない。
- 機械装置が労働者に負傷の危険を及ぼす場所については、安全装置やインターロック、防護壁等の安全対策が取られ、適正なメンテナンスが行われなければならない。

7) 衛生設備、食事、住居

- 従業員は、清潔なトイレ設備、飲んで安全な水と衛生的な食品の備え、保管および食堂が利用できなければならない。
- 従業員に提供される寮施設は、清潔で安全に整備され、適切な非常口、入浴またはシャワー用温水、適切な温度管理と空調設備、適切な出入口のある妥当パーソナル・スペースが準備されなければならない。

8) 従業員の健康管理

- 全ての従業員に対し、適切な健康管理を行わなければならない。適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

3. 環境保全

1) 環境許可証と報告

■適用される環境法令に従い、必要とされる環境上の許可証（排出監視など）、承認、登録をすべて取得し、内容を最新に維持した上で、それらの運用および報告に関する要件を遵守しなければならない。

2) 汚染防止策と省資源化

■製造・メンテナンス・設備運営のプロセスの改善や、原材料の代替・保全・リサイクル・再利用などにより、水やエネルギーを含むすべての無駄遣いを減らすまたはゼロにするよう取り組まなければならない。

3) 危険有害物質

■環境に放出された場合に害を及ぼす化学物質などを特定し、安全な取り扱い・移動・保管・使用・リサイクル・再利用・処理するよう管理しなければならない。

4) 排水と廃棄物

■業務、産業プロセスや汚物処理施設で発生した排水や廃棄物は、環境法令に定められた通り特性評価、監視、管理、処理を行ってから排出または処理しなければならない。

5) 大気排出

■業務上発生する揮発性有機化合物（VOC）やエアゾール、腐食剤、粒子状物質、オゾン層破壊物質、燃焼により生じる副産物は、環境法令に決められた通り特性評価、監視、管理、処理を行ってから排出しなければならない。

6) 製品の含有物質規制

■リサイクル・廃棄のラベリングを含めて、特定物質の使用の禁止または制限に関して適用される法律、規制、顧客要求すべてを遵守しなければならない。

4. 倫理

1) ビジネス・インテグリティ

■すべてのビジネス関係において最高水準のインテグリティを維持しなければならない。

■すべての贈収賄、汚職、恐喝、横領を厳しく禁止しなければならない（あらゆる賄賂の約束、申し出、供与、受領も対象とする）。

■業務上の取引はすべて、透明性をもって行い、当事者の会計帳簿と記録に正確に記載しなければならない。

■汚職防止の法令を確実に遵守するため、監視や実施処置が行われなければならない。

2) 不当な利益

■賄賂または、他の手段での過度のもしくは、不当な利益を得る行為を、申し出ることも、受けることもしてはならない。

3) 情報の公開

■事業活動、経営構造、財政状況や業績に関わる情報は、適用される規制と業界の慣例に従って開示されなければならない。

■サプライチェーン内で、記録の改ざんや、事業状況または実践の虚偽の報告があってはならない。

4) 知的財産権

■知的財産権は尊重され、技術やノウハウの移転は知的財産権が守られた形で行わなければならない。

5) 公平な事業、広告、競争

■公平な事業、広告、競争水準が維持されなければならない。

6) 優越的地位の濫用の禁止

■調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行ってはならない。優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方向的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。

7) 責任ある鉱物調達

■製品に含有されるタンタル、すず、タングステン、金が、コンゴ民主共和国とその近隣国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループに直接または間接的に資金や利益を提供するものではないことを合理的に保証するためのポリシーを制定しなくてはならない。

■鉱物の原産地と流通過程についてデューデリジェンスを実施し、また、顧客の要望に応じてその調査手段を顧客に開示しなければならない。

8) 個人情報の保護

■仕入先、顧客、消費者、従業員など、事業に関わるすべての人物の個人情報を、期待される妥当な範囲で保護しなければならない。

■個人情報の収集、保管、処理、移転、共有を行う場合は、プライバシーと情報セキュリティに関する法令と規制要件に従わなければならない。

9) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

■顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護しなければならない。機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指す。

10) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

■コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理しなければならない。コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指す。

11) 適切な輸出管理

- 法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行わなければならない。法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等（ワッセナー・アレンジメント等）に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等である

なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合がある。

12) アイデンティティの保護と報復の禁止

- 何らかの告発を行った仕入先や従業員の秘密を守り、保護するプログラムを整備しなければならない。
- 従業員が報復の恐れを感じることなく懸念を表明できるよう、コミュニケーションプロセスを用意しなければならない。

5. 製品安全

1) 製品安全性の確保

- 製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売しなければならない。
- 製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮しなければならない。製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

2) 製品に関する適切な情報の提供

- 製品の内容や取扱いなどについて、法令遵守はもとよりお客様の視点に立ち必要な情報を適切に表示しなければならない。
- 不具合情報の収集・伝達の体制を構築・運用しなければならない。

6. 事業継続計画

1) 事業継続計画の策定

- 災害・事故に対応した早期復旧のための事業継続計画（BCP : Business Continuity Plan）を策定しなければならない。
- BCPの運用・見直しを含めた戦略的な運営（「事業継続マネジメント BCM : Business Continuity Management」）を行わなければならない。

7. 管理

1) 企業のコミットメント

- 経営幹部によって是認された、コンプライアンスと継続的改善を実践することを確約する企業の社会・環境的責任方針声明がなければならない。

2) 経営のアカウンタビリティとレスポンスビリティ

- 管理システムと関連プログラム実施を確実にする社内代表責任者を明確にしなければならない。

- 社内代表責任者は、管理システム状況の定期的なレビューを行わなければならない。
- 3) 法律と顧客要求
- 当規範の要件を含めた、適用される法令、規制、顧客要求事項を特定、監視、理解するプロセスを保有しなければならない。
- 4) リスク評価とリスク管理
- 事業活動に関わるリスクを特定するプロセスを保有しなければならない。
- 各リスクの相対的な重要度の判定、特定したリスクの管理と法令遵守のための手続きと物理的統制を実施しなければならない。
- 5) 改善目標
- 社会・環境的責任パフォーマンスを向上させるために、目標の達成評価の定期的な実施も含め、パフォーマンス目標、ターゲットと実行計画を明文化しなければならない。
- 6) 研修
- 方針、手続き、改善目標を実践し、適用される法令と規制要求を満たすための、管理職や従業員を対象にした研修プログラムを実施しなければならない。
- 7) コミュニケーション
- 方針、実践、期待、パフォーマンスに関する情報を正確にわかりやすく、従業員、仕入先および顧客に伝えるプロセスを保有しなければならない。
- 8) 従業員のフィードバックと参加
- 当規範に記載された実践事項や条件に関して、従業員の理解度を評価し、従業員からフィードバックを得て、持続的な改善を図る継続的なプロセスを保有しなければならない。
- 9) 監査と評価
- 社会・環境責任に関する法令と規制、当規範の項目、顧客からの要求への遵守を確認するための、定期的な自己評価を実施しなければならない。
- 10) 是正措置プロセス
- 社内または社外の評価、検査、調査、レビューによって見つかった欠陥や不備を、適切な期間内に是正するプロセスを保有しなければならない。
- 11) 文書化と記録
- プライバシー保護のための適切な機密管理を行った上での、法令遵守と社内要件に応じた文書と記録の作成と保存を行わなくてはならない。
- 12) 仕入先責任
- 規範が定める要件を仕入先に伝え、その遵守状況を監視するプロセスを保有しなければならない。

以上

5. 仕入先様へのお願い事項

オムロンがお客様により信頼される商品をつくる上で、企業の社会的責任を果たすためには、仕入先様のご協力が不可欠です。そのため、仕入先様には、前述のサプライヤ行動規範の遵守をお願いいたします。

さらに、双方がスキルアップし、お互いにより良い取引関係が構築できるよう、下記項目の実現にご努力願います。

(1) 法令と社会規範の遵守

仕入先様が事業活動を行っている国、地域において、関連する法令・社会規範の遵守をお願いいたします。

●関連する法令・社会規範例

1. 法令遵守
2. 児童労働、強制労働の禁止
3. 贈収賄など不公正な取引の禁止
4. 求人・雇用における差別の禁止
5. 適切な労働環境の整備

(2) 最良な品質の確保

オムロングループの要求品質を満足する部材を安定して提供できるよう、品質保証体制の整備と維持向上をお願いいたします。

(3) 最適な部材価格の提供

市場競争力のある価格での部材提供と継続的な価格低減活動の推進をお願いいたします。

(4) 部材の安定供給

オムロングループの調達革新の取り組みに合った部品供給体制を確立し、部材の安定供給をお願いいたします。

(5) 環境への配慮

お客様へ環境保証をした商品を提供するためには、仕入先様においても ISO14001 準拠の環境保全体制の整備とともに提供いただく部材に使用される有害化学物質の把握と削減の実施が不可欠です。オムロングループの「グリーン調達基準書」に沿った活動をお願いいたします。

(6) 技術力

専門性を活かした技術・工法等の情報を商品開発段階から積極的にご提案をいただけるよう技術提案力の強化をお願いいたします。

(7) 紛争鉱物の不使用

コンゴ民主共和国およびその周辺諸国から産出された紛争鉱物（錫、タンタル、タングステン、金）を原材料として使用しないようお願いします。

(8) 健全な事業運営

良きパートナーとして取引関係を継続して築くために、健全で安定した会社経営の推進をお願いします。そのため、仕入先様の経営状況・財務内容の開示をお願いします。

(9) 情報管理の徹底

オムロングループとの取引を通じて知り得た機密情報・個人情報適切に管理・保護するようお願いします。

6. オムロンコンプライアンス・ホットラインについて

- オムロンでは、「グループ CSR 行動ガイドライン」を制定し、グループをあげてコンプライアンス(法規・倫理遵守)を推進しており、その一環として、仕入先様からの「コンプライアンス相談・申告窓口(名称：コンプライアンス・ホットライン)」を開設しております。
- 資材購買に関する相談・申告対象について、当社のコンプライアンスでお気付きのことがございましたら、当ホットラインに、ご通報をお願いいたします。
- 詳細については、下記ホームページをご覧ください。
<http://www.omron.co.jp/about/corporate/purchase/governance/>